

第 594 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 14 年 4 月 12 日（金） 14：00～15：10
2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
3 議 題

(1) 庶務事項

- ア 統計審議会専門委員の発令について
イ 部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除について

(2) 諮問事項

- ア 諮問第 283 号「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
イ 諮問第 284 号「平成 14 年に実施される社会教育調査等の計画について」

(3) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
2) 部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除について
3) 諮問第 283 号「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
4) 諮問第 284 号「平成 14 年に実施される社会教育調査等の計画について」
5) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 14 年 3 月分）
6) 平成 14 年 2 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 2 号）
7) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省榎谷調査企画課長、文部科学省久保調査企画課長、
厚生労働省渡辺統計情報部長、同中林保健統計室長、
農林水産省島田企画調整室長、国土交通省中西情報管理部長、
東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省柚木統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。
2) 部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除について
竹内会長から、資料 2 のとおり部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

- 1) 諮問第 283 号「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 3 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を

行った。続いて、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課の中林保健統計室長が調査計画の説明を行った。

〔質 疑〕

舟岡委員) 医療施設調査は、医療サービスの供給体制を中心として調査項目を設けている。昨今、経営上の問題から医療施設の閉鎖等も少なからずあり、地域的な医療サービスにも不都合が生じているものと予想される。こうした観点に立つと、医療施設についても、他の産業の事業所等を対象とした調査と同様に、事業活動の内容や経営的な指標がより重要な意味を持つようになってきていると思われる。厚生労働省においては、他の医療施設の系統に係る調査と併せて、医療施設調査を利用しているのか。相互に活用されていないのであれば、そうした経営的な指標と併せて、この医療施設調査の調査結果を利用する観点から、将来的に、調査結果をより高度に活用することが可能となるように対応する必要があるのではないか。

また、患者調査については、年々増加する診療費の問題は、国民経済上、非常に重要な問題となっており、国民医療費の適正化を図る観点から調査項目を設けている。この調査票の中で、診療費等の支払方法についての調査項目はあるが、診療費そのものの調査は行われていない。診療費に関する調査事項を設けることについては、それが意味を持たないのか、他の情報で既に利用可能な情報があるため必要ないのか、あるいは、調査事項を設けて調査することが困難なのか。

中林室長) 1点目の医療施設調査にかかる経営的な指標の必要性については、大変重要な御指摘だと思う。昨今の医療機関の経営状況等については、その社会的意味合い等も非常に大きなものがあると考えている。経営状況等については、基本的には「医療経済実態調査」という別の調査により多面的に把握されている。しかしながら、この医療施設調査には、医療機関に関する基本的な情報が含まれており、例えばその基本的情報の一つとしての病床、あるいは従事者の状況等については、当然ながら、他の調査とリンケージして種々の統計データ作成に利用している。

2点目の患者調査における診療費に関して、件数、点数等の様々な診療行為については、厚生労働省が実施している「社会医療診療行為別調査」により把握している。

竹内会長) 医療施設調査について、施設調査と病院の経営状況等の調査とは、それぞれ別に調査し、その結果をリンクしているとのことであるが、どのようにリンクしているのか。

中林室長) 医療施設調査の情報を、他の調査のデータベース等の基本的な枠組みとして使用している。例えば、医療機関の規模、開設者等の枠組みについて、この調査をもとにしている。

竹内会長) 最近の医療行為についてはコストの構造が変わってきており、特に非常に高度な機器は相当コストがかかるとされているが、一方では、そのような機器がなければ患者が来ない。そのような、様々な医療の経費の構造変化が、病院の経営状態に反映していると思われるが、そのようなことが分かるデータ構造になっているのか。

中林室長) 診療機器の保有状況等については、この医療施設調査により把握できる。しかし、国がすべてを分析しているということではなく、国の付属機関あるいは研究所等においてこうした調査のデータを使い研究を行っており、診療機器の保有状況と経営状態の関連についても研究レベルという意味での分析がされている状況にある。

竹内会長) 研究レベルでは病院ごとに個々のつき合わせができるということは、つまり、全体としてみれば、機器を多く保有する病院もあれば、少ない病院もあり、一般的にどちらが経営上良いか等を分析できるのか。

中林室長) 医療施設調査を抽出母体としている調査であれば、共通の施設コードにより、医療施設調査の情報とリンケージができるので、いろいろな統計的分析が可能である。

竹内会長) それは調査票の目的外使用となるのか。

中林室長) 目的外使用である。

美添委員) 私は部会の委員なので、部会で詳しく伺うことになるが、医療施設に関して、基本的な情報である「医療施設基本ファイル」について確認したい。病院関係者から、静態調査の記入は大変負担になると聞くことがある。他の調査では、基本的なファイルを利用してプレプリントを行うことがある。この調査において、病床数などの情報が名簿ファイルにあれば、プレプリントにより、記入者の負担を軽減することは検討されていないのか。

中林室長) もちろん検討している。しかし、医療施設静態調査は3年に1回行われ、その後、動態調査で病床の変更等の状況を順次積み重ねているが、届出遅れ等も現実であり、そのような確認を行う意味も含めて、このような形態で調査を行っている。プレプリントの可否等については、今後検討したいと考えている。

篠塚委員) 患者調査の改正において、診療科名を廃止することにしており、その理由について推計患者数の復元に用いなくなったとしているが、推計患者数はどのように推計することになるのか。

中林室長) 現在、調査票の中に偶数票というものがあり、その中で、生年月日の末尾が偶数の患者について書いていただく。奇数票と偶数票を合わせると、すべての患者についての情報が得られる。以前は「診療科」も含めて補正を行ってきたが、現在は偶数票の情報のみで補正を行うことにより全体の推計を行っており、特段の問題は生じていない。

竹内会長) 他に御意見がなければ、本件については、国民生活・社会統計部会において審議していただくこととし、廣松部会長にお願いする。

2) 諮問第284号「平成14年に実施される社会教育調査等の計画について」

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料4の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、文部科学省生涯学習政策局の久保調査企画課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長) 参考資料4「社会教育調査等の調査概要」に、「博物館類似施設調査」があるが、ここでいう「類似施設」とはどのように定義されているのか。

久保課長) 博物館とは、博物館法で定義されており、登録をしたものが博物館である。しかし、登録はしていないが、博物館に近い機能を果たしているものが多く存在し、それを「博物館類似施設」と称している。

竹内会長) どのような機関が認定し、どのようにリストを作成するのか。

久保課長) 「類似施設」という認定はない。この調査は、市町村の教育委員会が対象を把握し、

調査票を配る形態である。「類似施設」の定義は手引きに書いてあるのみで、法律上の定義はないが、市町村の教育委員会が博物館に類似する施設を概ね把握している。

竹内会長) 「民間体育施設調査」にはゴルフ練習場、テニスコート等も含まれるのか。

久保課長) 含まれる。

竹内会長) ペンションに付設したテニスコート等も含むのか。

久保課長) 市町村の教育委員会がどの程度把握しているかによるが、体育施設は一目瞭然に分かるものが多く、大部分は把握できていると考えている。

舟岡委員) 学校基本調査と今回諮問される社会教育調査の二つの調査で、教育サービスの供給体制、サービス内容を明らかにし得るという説明であるが、特定サービス産業実態調査(経済産業省)で把握されるカルチャーセンターなどもあり、両調査の調査対象のみでは、我が国における教育サービスの全容は明らかにし得ないのではないかと。

例えば、塾、予備校は、教育サービスの提供の全体の中で大きな役割を持っている。こうしたものまで含めて、教育サービス全体を調査データとして明らかにするような考え方に立って、この教育関係の統計調査の体系整備が図られることが望ましいのではないかと。

本年10月から適用される日本標準産業分類の新しい体系においても、「教育・学習支援業」として大分類が立てられ、その中にはこの両調査が対象とする事業所以外の教育サービス機関も含まれており、将来的にはそのような事業所を含めて、我が国の教育がどのような形で、どのような内容で提供されているのかを明らかにする方向で検討していただきたい。

久保課長) 確かに、社会教育の分野が多様化しているのが実態である。最近では、文部科学省においても「生涯学習」という言い方をしており、そのような意味で、産業としての教育がかなり行われてきている。文部科学省では、サービス業基本調査(総務省)や、特定サービス産業実態調査(経済産業省)を活用させていただいているが、そこで調査している対象も一つの業態であり、さらに、業態とはならない自発的グループのような活動もあり、なかなか全体としては把握するのが難しい。現在のこの調査は、ある意味では市町村の教育委員会が把握できる範囲をベースにして枠組みを作っており、将来的にはそのような大きな広がりでの調査についても検討する必要があると考えている。

竹内会長) 将来的には、事業所・企業統計調査の中で教育、学習支援業に分類されたものをサンプル調査するなど、全く別の考え方もあり得るのか。

久保課長) 現在、教育委員会を通して調査を行う調査体系を採っており、教育委員会がどこまで把握しているかにかかっている。会長の御指摘のようにする場合には、調査の手法なども全く違った手法を採らなければならない、そこは長期的に考えなければならないだろう。

竹内会長) 学校基本調査についての説明があったが、各種学校として認定されたものは含まれるのか。

久保課長) 含まれる。

新村委員) 先ほど、医療施設調査の諮問において、供給体制がかなり分かるようになるのとこのことであったが、社会教育という政策効果を測るような調査は、この調査以外にあるの

か。

久保課長) この調査では、全体の施設の状況のほかに、利用者の状況、学習の状況などを把握することができる。

新村委員) 人数が把握できるということか。

久保課長) 人数、学習の機会がどの程度あるかについて学級・講座数などが、この調査から把握できる。

新村委員) 公的施設が多いという性格があるが、個々の施設の経営のコストとアウトプットを結びつけるようなことができる統計はあるか。

久保課長) 調査対象施設のほとんどが公立の施設であり、個々の施設でコスト・パフォーマンスを測る統計という方向性については、例えば職員は全体としての職員であり、それぞれの教育委員会において、施設ごとの予算の個々の切り分けはなかなか難しい状況にある。

篠塚委員) 参考資料1「平成14年度社会教育調査等の主な改正点」に、「より正確なデータを把握するため、『ボランティア活動状況』の『延べ活動人数』を廃止し、『登録団体数』及び『登録者数(人)』に変更する。」と記述されている。これからの世の中の流れを見ると、さまざまな形で社会教育関連のボランティア活動が増えていくだろう。難しいから「登録団体」等という簡単な方法で把握するのではなく、ボランティアで活動している実際の数を把握するにはどのような方法が良いか等についても是非検討していただきたい。

次に、参考資料4「社会教育調査等の調査概要」に、「1) 社会教育調査」は指定統計、「2) 生涯学習・社会教育施設等調査」は社会教育法に入らない類似のものという区分けがされており、2)の方で、例えば「博物館類似施設調査」、「民間体育施設調査」というような表現があるが、女性教育関係の施設もかなり類似があると思われるが、どちらで把握されるのか。

久保課長) 1点目のボランティア活動の実数把握については、難しい課題である。前回調査のときに、年間で把握できていないものや、空欄あるいは概数値がかなり多く、数値の信憑性が課題であったことから、今回はこのような形態としている。

2点目の、女性教育関係の施設に女性会館があり、歴史的な経緯から民間法人が多いが、指定統計の社会教育調査で把握している。

篠塚委員) 民間の機関も全て社会教育調査で把握するのか。

久保課長) 女性教育施設については、民間の機関も含めて社会教育調査で把握している。

篠塚委員) ボランティア活動について実際にフォローアップしてみると、あまり把握できていない、あるいは、空欄や利用者が数人であるということだろうが、まだ名目だけ登録の団体もあるだろうが、公的な社会教育として資本を投下していることに対して、どの程度の効果があるかについて説明ができないのでは、政策評価の上で問題があるのではないか。可能な限り、登録という形態ではないような努力をお願いしたい。

竹内会長) 経費、コスト・パフォーマンスはとらえにくいということは、そのとおりだろう。一方、この調査によるものではないと思われるが、最近、地方で、いわゆる箱物に多額の資金を投じても全く効果が上がらず、貢献したことは地方財政の赤字を増やしたのみであると揶揄される話がよくある。これをどのようにとらえるべきかはよく分か

らないが、そのような費用対効果のことも、どこかで視野に入れておく必要があるだろう。

いきなり社会教育調査で、この施設は市町村の中でどれだけ貢献しているかを調査することもできないが、そういう方向もあり得ると思う。統計的に使う面では難しいということは十分承知の上で、そのように考えている。

竹内会長) 他にご意見がなければ、本件については、国民生活・社会統計部会において審議していただくこととし、廣松部会長にお願いします。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官から、平成14年3月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「埋蔵鉱量統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料5による報告があり、竹内会長から、本件の調査周期を一部変更することについて、鉱工業・建設統計部会の清水部会長との協議の結果、軽微案件として処理して差し支えないと判断したことについて説明があった。